

●寛文村々覚書

尾張藩では明暦年間(1655~ 1658)に村勢調査を着手しましたが、一部「美濃国尾州村々覚」が現存するのみで全容はわからず、寛文年間(1670年前後)に編纂され現存する同書が尾張藩一円の村勢を知る重要な調査書です。米本位制の時代、尾張藩ではこれを農政・財政の基本資料とし行政に反映させておりました。現在郷土史を知る上で同書は重要な位置を占めております。

原本は尾張藩各郡別に「○○郡覚書帳」として作成されておりますが通常「寛文村々覚書」と表記されます。その後、尾張藩土樋口好古は同書を底本とし「尾張徇行記」を著わしました。

目 次

解説・難解用語 …… 01・ 02	川村 …… 08
大森村 …… 03	大永寺村 …… 09
大森海道村	吉根村 …… 10
(大森垣外村) …… 04	幸心村 …… 11
小幡村 …… 05	瀬古村 …… 12
牛牧村 …… 06	下志段味村 …… 13
守山村 …… 07	中志段味村 …… 13
金屋坊村 …… 08	上志段味村 …… 14

●難解用語

鮎運上	藩主に上納される鮎・鮎鮓
井組・雨池懸	用水組合・ため池用水
杣・樋杣	灌漑用水の水門、規模の小さい物は樋杣
入合山(入会地)	上納山など年貢を課せられた山野
井領米	用水・用水敷地の使用料
馬渡ス	飾馬(「おまん」と馬の頭(塔))
永符(えいふ)	旱魃・水害などで収穫の出来なくなった田畑
御鷹餌犬伏米	鷹狩用の鷹の餌と使用する犬(鷹犬)の費用
御林(御留山・林)	公用材保持のため伐採を禁止された山林
海道	街道
給人・給所	知行を分配された上級武士、その在所
蔵入地	藩直轄領
袈裟下	寺院配下の山伏など
鹿垣土居	猪・鹿の侵入を防ぐために作られた土塁や石塁
定井・井堰(井瀬木)	川に堰など造り灌漑用水を取入れる所、小規模な所を堰
定納山	年貢を課せられた野山。主に草肥・飼料・薪炭材などに利用された
除地(じょち・よけち)	年貢、課役など免除された寺社の境内・田畑・屋敷地
水損地・旱地	旱魃・水害など収穫の出来なくなる恐れのある田畑

御茶壺御通	將軍飲用の茶葉を宇治より江戸へ運ぶ大名行列並みの行列
朝鮮人來朝	將軍が代替りしたときなど朝鮮国から派遣された大使節団
概高（ならしだか）	今高とも云い、正保2（1645）年に尾張藩が実施した「四つならし」による石高。
備前検	慶長13（1608）年、伊奈備前守によって行われた尾張一円の検地
夫役	石高に応じた労働の徴収
夫銀・堤銀	石高に応じた賦役を米、金銭で応じるもの
伏起（伏し起）	灌漑用水門（杣）の修復工事
見取場（所）	荒地地、または開墾された新地。作柄に応じ軽い年貢は課せられた
免（めん）	石高に対する徴税率
元高（もとだか）	備前検地による公式石高。
柳（枯）草代	堤の柳や枯れ草の採取を許可しそれに対する運上金
・下草年貢	
山方・野方	村方、町方、浜方に属さない山林・原野

樋口好古（ひぐちよしふる）（1750～1826年）

25歳の時、勘定方並手代として召し抱えられ後、地方吟味役頭取など経て書物奉行に就任。尾張藩の農政担当者として人望もあり、寛政4（1664）年より文政5（1822）年まで31年間、尾張のみならず美濃・近江と歩き大著『郡村徇行記』39冊を著わす。享年7歳

伊奈備前守忠次（1550～1610年）

三河国幡豆郡小島（愛知県西尾市）の出身。徳川家康に仕え、三河・遠江・駿河、三州の治水、土木、開墾、検地等を行い後、家康の関東移封に伴い関東郡代となり幕府直轄地関八州の治水、検地、街道整備など実施。地方行財政に力を発揮しました。享年5歳

四つならし

10ヶ年平均年貢納高が元高の四ツ免（税率40%）に相当するように修正した石高。実勢石高に合わせるため元高の方を修正し記載されることもあった。

●寛文11年、尾張藩の国勢

耕地総面積（新田見取場を含む） 51,384町2反4畝4歩
 総村数 915ヶ村
 総戸数 65,827戸
 総人口 3758,918人（士分を除く）
 牛馬数 17,746匹

以下 名古屋叢書続編 寛文村々覚書「第1～3巻」より

大森村

元高千五拾八石四斗五升式合

一概高千四百四拾三石三斗式升七合 山田庄 大森村

田畑八拾貳町九反式拾三步

内 田方六拾九町八畝拾三步 矢田川
畑方拾三町八反式畝拾歩 雨池掛り

一永符拾五町七反余

内 松山式拾七町 河原、并荒地
下効年貢、山方へ納ル。

一白山御林山式拾三町 印場・稲葉・大森三ヶ村立合

内 寺山 向山 原山 吉根・印場 志段味 三郷七ヶ
大森・新居 村立合。

一平子御林山五百五拾五町 大こがね山 菅迫間山 大かけうなぎ洞山

内 井ノ洞山 あき通山 中原山 中原山
かやか入山 吉田山 長迫間山 茶磨山

一御林山七拾九町 稲葉・印場・猪子石・大森 四ヶ村
内 高とい山 向山 原山 赤原山 立合。

一家 数 百貳拾七軒

一人 数 八百八拾人 内 男四百九拾三人
女三百八拾七人

馬七拾九疋

御領地之内、新田起方

一元高貳百石 浄土宗 京知恩院末寺 古休山大森寺領

寺内貳町五反歩

外二松山八町

当(友光)御黒印有之。

右寺領之内

高八拾壹石六斗八升三合 大森村新田四ヶ所二而渡ル。

田畑拾三町九反六畝壹歩

内 田方五町七反式畝貳拾歩
畑方八町貳反三畝拾壹歩

高百拾八石三斗壹升七合 新居村新田三ヶ所二而渡ル。

田畑拾五町貳反四畝拾壹歩

内 田方拾壹町五反六歩
畑方三町七反四畝五歩

一禅 宗 赤津村雲興寺末寺 普季山正法寺

寺内壹反六畝拾壹歩 備前検除

一薬師堂二字 地内年貢地 堂守 当村 了悦

一社六ヶ所 内 大明神 八幡 山神四ヶ所 念西

社内壹反六畝貳拾歩 当村祢宜 四郎太夫持分
前々除

外二 右大明神へ 田言反歩 備前検除

一雨池五ヶ所 祢宜屋敷五畝歩

内 長迫間池 井戸金池 公儀より修覆。

一井瀬木八ヶ所 松木八公儀より、人足八百姓自分二出

内 長迫間留池 大泊池上下

一井瀬木八ヶ所 松木八公儀より、人足八百姓自分二出

儿。

一桶杓六腹・指樋三腹 公儀杓、伏起、百姓自分人足。

一土橋拾壹ヶ所 松木八公儀より、懸人足、百姓出入。

一米五斗程 井領米出入。

一矢田川筋、当村堤九百六拾七間、水野海道九百六拾間
道作り人足出入。吉利支丹制札有。

一古城跡貳ヶ所 先年の城主不知、今八畑二成ル。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一大森村より道法 なごやへ式里半
水野へ三里

大森海道村

元高貳百六拾六石三斗六升貳合

一概高四百六石四斗貳合

田畑貳拾貳町七畝歩

山田庄 大森海道村

内 田方拾町六反壹畝貳拾七歩
畑方拾壹町四反五畝三步

一永符九畝貳拾八歩

草野

一家 数 貳拾七軒

一入 数 貳百三人 内

男九拾壹人
女百拾貳人

馬 九疋

一禅 宗

田楽村新徳寺末寺 明鏡山円福寺
寺内五畝拾歩 備前検除

一天台宗

寺内貳反歩 内

野田村密蔵院末寺 明光山桂星寺
壹反七畝歩 前々除

三畝歩 年貢地

一社四ヶ所 内 神明 熊野 八龍天神山神
白山

社内貳反貳畝 前々除 円福寺・桂星寺持分。

一桶杓六腹 給人杓、伏起、百姓自分人足。

一川村定井破損之時、手伝人足出入。

一米壹石四斗程 井領米二出入。

一当村堤貳百六拾間、吉根山より悪水落筋、給人自分築。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一大森海道村より道法 なごやへ式里
小牧へ三里 大森へ壹里

小幡村

元高千貳百六拾五石三斗五升	山田庄	小幡村
一概高千三百三拾九石四斗五升		
田畑百三町三反六畝貳拾五步	田方八拾六町八步	矢田川掛り
内 田方八拾六町八步	雨池	
元高八石四斗貳升	畑方拾七町三反六畝拾七步	
一概高八石壹斗貳升五合		同所新田
概後		
一高七石九斗貳升	慶安三寅	同所新田
田畑壹町七畝拾貳步		同井懸り
内 田方六反拾貳步		
畑方四反七畝步		
同		
一高拾貳石八斗壹合	明暦貳申	同所新田
田畑壹町七反五畝貳拾七步		
内 田方九反貳畝拾貳步		同井懸り
畑方八反三畝拾五步		
一田畑四町貳反九畝壹步		
内 田方壹町壹反貳畝拾六步	同所見取新田	
畑方三町六反拾五步		
一永符三町	芝野	
一松山拾三町六反九畝七步	下効年貢、	山方へ納ル。
内 牛牧村・川村・小幡村入合。		
一松竹植込御留山拾町		
一家 数 七拾三軒		

一人 数 五百七拾壹人	内 男貳百八拾九人 女貳百八拾貳人
馬 貳拾七疋	
一浄土宗	なごや西蓮寺末寺 西法山浄土院
寺内壹町步	備前検除
一禪 宗	京東福寺末寺 栄松山長慶寺
寺内四反貳畝步	備前検除
一新宮薬師堂一字 地内五畝步	前々除 長慶寺持分
一社拾貳ヶ所 社内三町四反三畝貳拾壹步	備前検除
内 壹町貳反五畝貳步	備前検除
貳町壹反八畝拾九步	前々除
内	
白山 社内壹反壹畝步	前々除
内山永久寺袈裟下	当村山伏 大徳院持分
諏訪明神 社内壹町貳反三畝拾五步	前々除
愛宕 社内壹町貳反五畝貳步	吉根村 龍泉寺持分
江州飯道寺梅本袈裟下	備前検除
富士浅間 社内壹反貳畝步	当村山伏 文殊院持分
神明・山神七ヶ所 社内七反貳畝四步	前々除 六兵衛支配
	支配人なし。
一雨池四ヶ所 内 岩穴池 平池 公儀より修覆。	
上池 下池	

一井瀬木 五ヶ所 御蔵入・給人立合。

内 長田井 中井 向井 太田井 千代田井

一桶杓六腹・指杓式腹 御蔵入・給所立合、伏起、百姓自分

一土橋壱ヶ所 杭木公儀より、懸人足百姓自分。

一古城跡壱ヶ所 東西百拾間・南北六拾間

此城、大永年中二岡田与七郎取立、其後、織田源次

郎三代居城之由、今八畑二成。

一岡田助右衛門、其子長門守、当村生所之由。干今岡田

と云田所之有、岡田豊前守も此先祖之由也。

一矢田川筋、当村堤千四百七間、水野海道千八百間、道

作り人足出入。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一小幡村より道法 なごやへ式里
大森へ式拾町

外

一松山式百三拾八町式反六畝式拾三步

是八御家中、井寺方下屋敷松林二渡儿。

牛 牧 村

元高式百四拾五石六斗式升式合

一概要三百五石九斗八升式合 山田庄 牛 牧 村

田畑拾九町四反四畝步

内 田方拾三町八反式畝七步 川村定井掛リ
畑方五町六反式畝式拾三步 志 水

一畑六畝式拾七步 年貢米、山方へ納ル。 同所見取新田

一永符五反畝式拾五步

一小幡村・川村・牛牧村人合山 下効年貢、山方へ納ル。

一家 数 拾五軒

一人 数 百五拾六人 内 男七拾壹人
女八拾五人

馬 五疋

一社三ヶ所 内 白山 神明 山之神

大森海道村 桂星寺持分

社内四反五畝式拾步 前々除

外二中田壱反步 白山領 備前検除

一桶杓五腹 給人杓、伏起八百百姓自分人足。

一川村定井破損之時、手伝人足出入。

一米三斗程 井領米出入。

一当村堤七百三拾間、吉根山より悪水落筋、給人自分築。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一牛牧村より道法 なごやへ式里
小牧へ三里 大森へ式拾五町

守山村

元高千七拾六石八斗八升三合

一 概高千四百拾三石六斗三升七合 山田庄 守山村

田畑八拾九町八反拾步

内 田方五拾貳町壹步 川村定并懸り
畑方三拾七町八反九步 矢田川
早損・水損所

概後

一 高五石五斗壹升壹合 寛文貳寅 同所新田

田畑九反五畝三歩 同并懸り

内 田方貳反六畝步 同并懸り
畑方六反九畝三歩

一 田畑五町七反六畝七歩 同所見取新田

内 田方三反八畝貳拾貳步 年貢米、山方へ納。
畑方五町三反七畝拾五歩

一 永符拾壹町壹反三畝拾貳步 草野 砂河原二成ル。

一 野方拾四町三反五畝三歩 定納米、山方へ納。

一家 数 百壹軒

一人 数 五百六拾五人 内 男三百拾壹人
女貳百五拾四人

馬 三拾壹疋

一 禅 宗 京都東福寺末寺 靈鷲山長母寺

寺内壹反九畝拾歩 備前検除

外二松林三反歩 前々除

右 正二位源朝臣 大膳太夫頼康

左兵衛督 判形有之。

寺内松林之内二夢(無)住国師御影、在之。

一 禅 宗 同郡大永寺末寺 宝勝寺

寺内貳反壹畝歩 前々除

外二松林壹反六畝歩

一同 宗 寺内年貢地 同 末寺 龍雲寺

一 浄土宗 なごや西蓮寺末寺 誓願寺

寺内壹反七畝歩 前々除

一 禅 宗 当村長母寺末寺 見寿寺

寺内三畝歩 前々除

一 天台宗 同郡龍泉寺末寺 白山寺

寺内壹反三畝歩 前々除

一 社七ヶ所 社内八反八畝三歩 前々除

仙現式ヶ所 当村 誓願寺持分

八幡宮 同 龍雲寺持分

内 山神式ヶ所 同 見寿寺持分

白 山 同 長母寺持分

洲原大明神 同 山伏 惠春持分

一指杵式腹・桶杵壹腹御蔵入・給所立合、伏起 百姓自分。

一 板橋三ヶ所・土橋壹ヶ所 百姓自分二懸ル。

一 古城跡壹ヶ所 東西三拾貳間 先年織田孫十郎居城、

南北貳拾八間

今八松林二成。

一 矢田川筋、当村堤四百九拾間 但、片輪、枯草代銀出

入。

一米三石貳斗程 井領米、井組へ出入。

一定光寺水野海道四百式拾間 道作り人足出入。
一大通之時、なごやへ人馬出入。 吉利支丹御制札・御鷹

場札、有之。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一守山村より道法 なごやへ壹里半
小牧へ三里 鳴海へ四里

金屋坊村

元高百八拾五石七斗壹升三合

一 概高貳百拾七石貳斗三升五合 山田庄 金屋坊村

田畑拾四町六歩

内 田方八町四畝拾歩 川村定井懸り
畑方五町九反五畝貳拾六歩 早損所 水損

一永符九反歩 芝野

一家 数 拾五軒

一人 数 百拾四人 内 男五拾七人
女五拾七人

馬 四疋

一 禅 宗 寺内年貢地 同郡守山長母寺末寺 寿松院

一社三ヶ所 内 神明 文殊 山神

社内壹反壹畝拾貳歩 永符之内

一川村定井破損、杵伏起之時、手伝人足出入。

一米三斗五升程 井領米出入。

一川村枝井筋百間、当村地之内二有之。

一大通り有之時八なごやへ人馬出入。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一金屋坊村より道法 なごやへ壹里三拾町
小牧へ壹里半

川 村

元高四百貳拾壹石九斗貳升貳合

一 概高六百五拾八石七斗 山田庄 川 村

田畑三拾九町九反三畝拾歩

内 田方拾七町五反九歩 定井
畑方貳拾貳町四反三畝壹歩 雨水掛り早損所 志水

元高三石貳斗六升

一 概高三石六斗四合 同所新田

一永符五町八反貳畝拾歩

一小幡村・牛牧村・川村入合山 下効年貢、山方へ納ル。

一家 数 三拾貳軒

一人 数 四百壹人 内 男百九拾七人
女貳百四人

馬 拾貳疋

一葉師森壹ヶ所 地内貳拾四歩 前々除

一社三ヶ所 内 熊野權現 八劔 山神

社内壹反壹畝拾六歩 前々除

一 雨池三ヶ所 内 高根池上下 永根池 給人自分池
一定井沓ヶ所 玉野川筋破損之時、手伝人足出入。

一指杣式腹 公儀杣、伏起共、杣守給、公儀より出ル。
一 桶杣式腹 給人杣、伏起八牛牧村・大森海道村・大

永寺村・金屋坊村・守山村立合、百姓自分人足。

一 玉野川筋 運上川

一 古城跡沓ヶ所 先年津田武永居城之由、今八松林二成。

一 当村堤三百七拾沓間、玉野川筋、枯草代銀出入。

一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢(米)馬付。

一 川村より道法 なごやへ式里
小牧へ三里 上水野へ三里

外

一 松林三町 永符之内給人自分林

大永寺村

元高三百八拾五石三斗六合

一 概高五百七拾式石八斗沓升五合 山田庄 大永寺村

田畑三拾式町六畝六歩

内 田方拾七町七反三畝式拾九歩 川村定井掛り
畑方拾四町三反式畝六歩 水損所

一 永符三町四反歩 芝野

一家 数 式拾式軒

一人 数 百五拾式人 内 男七拾八人
馬 九疋 女七拾四人

一 禅 宗 丹波国本目村調光寺末寺 寿昌山大永寺
但、岡田豊前守先祖之菩提所

寺内寺領高之内

外二元屋敷沓反四畝歩 備前検除

御領高之内

一元高六石七斗八升式合 同所大永寺領

田畑五反七畝拾七歩

内 田方三反沓畝七歩 同 井懸り
畑方式反六畝拾歩

右 源敬様御黒印。

一 薬師堂一字 地内六歩 永符之内 当村堂守 円 齋

一 社式ヶ所 内 熊野権現 本宮 右同人持分

社内式畝拾九歩 前々除

一 桶杣五腹 御蔵入・給所立合、伏起、百姓自分。

一 川村定井破損杣、伏起之時、手伝人足出入。

一 米沓斗四升程 井領米出入。 川村枝井筋、

一 勝川筋、当村堤拾八間、枯草代銀出入。 百拾間、当村地之内二有之。

一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。 御茶壺御通之時

一 八熱田へ人足出入。 大通り之時、なごやへ人馬出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一 大永寺村より道法 なごやへ沓里半
小牧へ沓里半

吉根村

元高三百七拾九石七斗六升壹合

一 概高四百三拾八石三斗八升貳合 山田庄 吉根村

田畑三拾壹町六反五畝貳拾六步

内 田方拾八町壹反五畝貳拾貳步 雨池懸り
畑方拾三町五反四步

元高貳石四斗七升貳合

一 概高壹石八斗壹升八合

一 畑方壹反五畝拾九步 同所見取新田、山方へ納ル。 同所新田

一 松山百九拾貳町

内 河原山 くらほね山 太鼓かね山

一 松山三拾六町

平子御林

一家数三拾九軒

一人 数 貳百八拾人 内 男百五拾人 女百三拾人

馬 拾五疋

御領高之外

一元高三拾貳石七斗壹升六合

龍泉寺同村之内
観音領たらゝ池

田畑四町三反八畝步

内 田方壹町六反五畝八步
畑方貳町五反貳畝貳拾貳步

右、源敬様御黒印・当御黒印、其外、伊奈備前守・

彦坂九兵衛・中野七蔵証文有之。

一 龍泉寺観音堂 地内 松山之内也。

松山拾貳町

観音山

観音別当

天台宗 野田密蔵院末寺 松洞山龍泉寺

右祭礼、毎年五月拾八日二方々より馬渡入。

一家 数 六軒

一人 数 三拾四人 内 男拾六人 女拾八人 観音領分

一 禅 宗 大永寺村大永寺末寺 興福山観音寺

寺内壹反壹畝貳拾貳步 備前検除

一 社三ヶ所 内 八幡 神明 山之神

社内五反貳畝拾貳步 前々除

一 雨池六ヶ所 公儀より修覆。

内 柳洞池 木持沢池 武兵池 濁池

釜池上下 北洞池

一 土橋式ヶ所 百姓自分二懸ル。

一 玉野川筋、当村堤貳百七拾間、定光寺道九百間、道作

り人足出入。

一 御上洛・朝鮮人来朝・御茶壺御通之時、人馬出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

但、寺領分、夫銀八不出。

一年貢米 馬付。

一 吉根村より道法 小牧へ三里 上水野へ貳里

外二

一 松林四町 給人自分株

幸 心 村

元高三百拾五石三斗九升四合

一 概高四百九拾九石七斗八升四合 山田庄 幸 心 村

田畑貳拾五町四反八畝貳拾三步

内 田方拾五町七反五畝五步

田方九町七反三畝拾八步

一 田畑貳反四畝七步

同所見取新田

内 田方壹反壹畝貳拾四步

田方壹反貳畝拾三步

年貢米、山方へ納ル。

一家 数 三拾壹軒

一人 数 貳百拾七人 内 男百拾壹人 女百六人

馬 七疋

一 禅 宗 同郡大永寺村大永寺末寺 松栄山常雲寺

寺内年貢地

一 申堂(マヽ)一宇 地内年貢地 右ノ常雲寺持分

一 社五ヶ所 内 天王 神明 白山 山神 弁才天

社内三反四畝步 前々除 同寺持分

一 桶杣三腹 給人杣、伏起、百姓自分人足。

一 川村定井破損杣、伏起之時、手伝人足出入。

一 土橋貳ヶ所 公儀橋、懸人足、百姓自分。

一 野方三町三反壹畝貳拾步 稻干場 守山村当村人合野。

一 勝川筋、当村堤三百拾貳間片輪、并古堤三百三拾貳間

枯草・柳代銀出入。内津海道三百貳拾間、道作り入

足出入。

一 御鷹場留札、并御留川札有之。

一 御留藪壹ヶ所 当村天王社内 但、紫竹。

一 大通之時、なごやへ人馬出入。

一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹飼犬代米、御定之通、出入。

一 年貢米 馬付。

一 幸心村より道法 名古屋へ壹里半 小牧へ貳里半
内津へ四里 勝川へ拾八町

瀬 古 村

元高六百六拾五石壹合

一 概高九百貳拾壹石四斗七合 山田庄 瀬 古 村
枝郷北瀬古

田畑六拾壹町七反七畝拾六步

内 田方三拾四町五反九畝拾壹步 川村定井掛り

畑方貳拾七町壹反八畝五步

一 畑方壹反三畝步 同所見取新田
年貢米、山方へ納。

一家 数 四拾五軒

一人 数 三百六拾九人 内 男百九拾七人 女百七拾貳人

馬 拾九疋

一 天台宗 同郡野田村密蔵院末寺 西天山石山寺

寺内四反八畝貳拾步 備前検除

此寺内二観音堂一宇、在之。

一 社五ヶ所 内 天神 山神 当村祢宜
白山 神明両社 吉太夫持分

社内式反八畝拾七步 前々除

一 桶杓大小四腹 給人杓、伏起、百姓自分人足。

一 橋五ヶ所

式ヶ所 板橋 公儀橋、懸人足、山田村・松河
戸村・瀬古村立合、百姓自分。

内

三ヶ所土橋 百姓自分懸ル。

一 川村定井破損之時、手伝人足出入。

一 古川筋 御留川

一 勝川筋・矢田川筋・中川筋、庄内堤共二式千五百七拾

四間、当村分。

一 幾利支丹御制札并御留川札、有之。

一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一 御茶壺御通之時、熱田へ人足出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一 年貢米 馬付。

一 瀬古村より道法 なごやへ七里半
小牧へ七里半 勝川へ拾五町

下志段味村

元高貳百四拾六石八斗

一 概高三百五拾三石貳斗六升七合 山田庄 下志談味村

田畑拾九町四反貳拾九步

内 田方拾五町七畝貳拾四步 出水懸リ

畑方四町三反三畝五步 旱損所

概後

一 高四石貳斗六升五合 明曆貳申 同所新田

田畑五反貳畝七步

内 田方貳反四畝七步 同 水懸リ

畑方貳反八畝步

同

一 高拾五石六斗六升 寛文四辰 同所新田

田畑貳町壹反三畝貳拾三步

内 田方五反六步 出水懸リ

畑方壹町六反三畝拾七步

一 畑方六反壹畝步 同所見取新田

一 松山三拾六町 鹿山、下効年貢、山方へ納ル。

内 中原山 こくこみ山 東善寺山

一家 数 四拾四軒 男百参拾四人

一人 数 貳百三拾九人 内 女百五人

馬 貳拾八疋

三ヶ所 杭木、公儀より、かけ人足

一 土橋六ヶ所 内

三ヶ所 百姓出入。

一社式ヶ所 中したみ村祢宜 市太夫持分

内 八幡 山之神 社内式畝五歩 前々除

一池田川筋、村より西に有、鮎の運上銀出入。

一鹿垣土居七百八拾間、杭木・竹、公儀より渡ル。縄網八百百姓自分

一御門松届ケ、人馬出入。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一下志段味村より道法 なごやへ三里半
水野へ壱里

中志段味村

元高式百七拾壱石四斗四合

一 概高式百五拾八石五斗六升五合 山田庄

田畑式拾式町式反七畝式拾式歩

内 田方拾七町壱畝式拾九歩

畑方五町式反五畝式拾三歩

志水懸リ

元高壱斗四升式合

一 概高壱斗七升式合

畑方三畝拾六歩

一 高壱石三斗五升

田方壱反三畝拾五歩

一 高式石九斗五升式合

田方三反式畝式拾四歩

明暦式申

寛文四辰

同所新田

同所新田

同所新田

一松山三拾六町 鹿山、下効年貢、山方へ納ル。

内 前山 諏訪の原山

一家 数 式拾三軒

一人 数 百式拾八人 内 男七拾式人 女五拾六人

馬拾六疋

一社四ヶ所 内 諏訪明神 権現 山之神両社

社内四反五畝歩 前々除 当所祢宜 市太夫持分

壱ヶ所 杭木、公儀より渡る。かけ

一土橋三ヶ所 内 式ヶ所 人足百姓出入。

一池田川筋、村より西二有、鮎の運上銀出入。

一鹿垣土居七百五拾間杭木竹、公儀より渡ル。縄網八

百姓自分。

一正月御城中御飾之數かうじ・根引小松、当村より出入。

一御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一 中志段見（マヽ）村より道法

名古屋へ三里半
水野へ壱里

上志段味村

元高四百四拾七石三斗八升八合

一 概高五百七拾七石四斗八升

山田庄

上志談味村

田畑三拾六町七反九畝貳拾七步

内 田方三拾町貳反貳畝拾步

雨池・谷川懸り
旱損所

元高三石三斗三升九合

一 概高三石壹斗四合

田畑三反壹畝步

同所新田

内 田方貳反六畝拾七步

同 井懸り

畑方四畝拾三步

同所見取新田

一 田畑三町四反七畝步

内 田方壹町八反七畝步

畑方壹町六反步

一 松山五拾貳町

鹿山、下苅年貢山方へ納ル。

内 地藏ヶ根山 大久手山 猿子山

一 東谷御林山九拾町

水野・上志段見、立合。

一家 数 四拾八軒

一人 数 貳百八拾貳人

男百六拾人
女百貳拾貳人

馬貳拾六疋

一 禅 宗

赤津村雲興寺末寺 長昌山久岑寺

寺内年貢地

外二松山壹反五畝步 前々除

一 社三ヶ所 内 勝手明神

山之神 大明神

中志たみ村祢宜 市太夫持分

社内壹反九畝步

前々除

一 雨池四ヶ所 内 大くて池 馬船池 公儀より修覆。

一定井壹ヶ所 松木、公儀より渡ル、人足八百百姓自分二

出ル。

一 土橋七ヶ所 内 貳ヶ所 杭木、公儀より渡ル、かけ

人足百姓出入。

五ヶ所 百姓自分二懸ル。

一 池田川筋、村より西に有、鮎の運上銀出入。

一 鹿垣土居九百六拾間 杭木、公儀より渡ル。 縄網八

百姓自分

一 正月御城中御節之數かうじ・根引小松、当村山より出

入。御門松届ケ、人馬出入。

一 御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出入。

一 夫銀・堤銀・御鷹餌犬代米、御定之通、出入。

一年貢米 馬付。

一 上志段味村より道法 名古屋へ四里

水野へ一里